



平成 25 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社テレビ朝日  
代表者名 代表取締役社長 早河 洋  
(コード：9409 東証第一部)  
問合せ先 取締役 角南 源五  
(TEL. 03-6406-1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 25 年 12 月 17 日開催予定の臨時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、本日付「株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日の認定放送持株会社体制への移行に係る吸収分割契約および株式交換契約の締結に関するお知らせ」において公表しましたとおり、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日として、(i)会社法第 757 条に基づき、当社を分割会社とし、当社の 100%子会社である「テレビ朝日分割準備株式会社」を承継会社として、当社が行ってきた放送事業など、グループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を「テレビ朝日分割準備株式会社」に承継させる吸収分割を行うとともに、(ii)会社法第 767 条に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ビーエス朝日を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、認定放送持株会社体制へ移行いたします。これに伴い、当社は、平成 26 年 4 月 1 日をもって、定款第 1 条および第 2 条に定める商号および目的の変更を行うものです。併せて、株主総会および取締役会の機関運営に柔軟性を持たせるため、定款第 14 条および第 24 条に定める招集権者および議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 本社は、<u>株式会社テレビ朝日</u>と称し、英文では<u>TV Asahi Corporation</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 本社は、<u>株式会社テレビ朝日ホールディングス</u>と称し、英文では<u>TV Asahi Holdings Corporation</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 本社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>1. ~23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設) {</p>	<p>(目的) 第2条 本社は、<u>認定放送持株会社として、次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)、その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p> <p>1. ~23. (現行どおり)</p> <p>② <u>本社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会で定める取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会) 第24条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②~⑤ (省略)</p>	<p>(取締役会) 第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定める取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>ただし、当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②~⑤ (現行どおり)</p>

(新設)	<p><u>附則</u>  <u>第1条 第1条、第2条、第14条および第24条の変更は、本会社とテレビ朝日分割準備株式会社との間の吸収分割、および本会社と株式会社ビーエス朝日との間の株式交換の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割および当該株式交換の効力発生日をもって効力が生ずるものとする。</u>  ② <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>
------	--

### 3. 条件および適用

本定款変更につきましては、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定を含みます）を取得して、上記吸収分割および株式交換の効力が発生することを条件として、変更の効力が生じるものとします。

### 4. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 12 月 17 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日（火）（予定）

以 上